

○ 財務省告示第 125 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 8 年 3 月 11 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 24 日

財務大臣 片山 さつき

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 25 回	1,300,000,000 円	104.55 円
〃	第 27 回	6,300,000,000 円	102.08 円
〃	第 28 回	12,500,000,000 円	100.43 円
合 計		20,100,000,000 円	